

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東白川村長 今井 俊郎

市町村名 (市町村コード)	東白川村 (21507)
地域名 (地域内農業集落名)	東白川地区 (神土、越原、五加)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日、17日、18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の減少と高齢化が進み、地域農業の継続についての不安や耕作放棄農地の発生が心配されている。地域農業の担い手となる個人農家や協定集落組織の存続については、持続的な経営が可能な体制づくりが必要である。今後、後継者不在で農業の縮小や農業をやめる土地が多く、10年後において農地の維持自体が難しくなる可能性も増えてくるため、新たな担い手を創出していくほか、確実に維持していくことを判断していく必要がある。

- ・土地改良事業完了後約30年が経過し、農地や水路等施設の補修が必要となっている箇所があり、今後、農業経営が困難となる可能性が大となる農地が存在する。

【地域の基礎的データ】
 団体経営体(法人・集落営農組織等)法人化:3経営体、集落営農組合:4経営体
 主な作物:水稲、茶、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農作業の効率化・省力化を図るために農地の集積とともに、高性能機械やスマート農業技術の導入も進める。
- ・耕作放棄の心配がある農地については、収益性が見込める転換作物の検討や景観保持への検討を行う。新規就農者の経営基盤となる農地については、農地所有者や集落営農組織との話し合いによる調整をし、ともに健全な経営ができる面積の確保を目指す。
- ・良質な作物の生産、適正な価格体系の確立、化学肥料の低減、カーボンクレジット等を活用することで、稼げる農業へと移行し生産者の意欲を向上する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	373 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	373 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 その周辺の農地については、必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含めることを検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、営農法人等を中心に団地面積を維持していく。 ・本村のような中山間地域では、集積・集約化は進まない可能性があるものの、今後の集落営農組織の設立により組織を中心とした集積、集約化へと移行する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の賃貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、県営中山間地域総合整備事業を活用し、用排水施設等の改良を実施する。 ・多面的機能支払交付金事業を有効に活用し、水路・農道の補修等を実施する。 ・耕土が深い水田や湿田対策として、村単事業である農用地等修繕事業を実施し改善する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・既存の農地・水活動の保全組織並びに自治会等と協力しながら地域ぐるみで農地を守っていく。 ・JA等との連携を図りながら、地域活性化に貢献出来る栽培技術の効率化、地域雇用の確保を目指す。 ・民間の農業法人(認定農業者)の規模拡大により雇用の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・第三セクターみのりの郷東白川楸を活用し、農作業の受委託を実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ等獣害防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③スマート農業への転換を推進するなど、農業経営の合理化や生産性の向上を図る。
- ⑦地域として農地の保全を行い、生活環境の維持を図る。